

義務付け・枠付け見直しの回答状況

	地方要望分			地方要望分以外 (前倒し検討分)		合計	
	勧告条項数 ()内は法律数	勧告どおり 見直し A	勧告内容と 異なる見直し B	勧告どおり 見直し C	勧告内容と 異なる見直し D	勧告どおり 見直し A+C	勧告内容と 異なる見直し B+D
内閣官房	0	—	—	0	0	0	0
内閣府	2(2)	2	0	2	0	4	0
警察庁	0	—	—	0	0	0	0
総務省	0	—	—	20	0	20<4>	0
文部科学省	30(3)	1	0	2	0	3	0
厚生労働省	32(11)	5	21	0	0	5	21
農林水産省	8(6)	4	3	0	0	4	3
経済産業省	4(4)	3	1	4	2	7	3
国土交通省	23(9)	10	8	0	0	10	8
環境省	5(5)	3	1	0	0	3	1
計	104(40)	28	34	28	2	56<4>	36

※ 各府省の回答を内閣府において精査の上集計したもの。

※ 地方要望分の条項数は、勧告において、見直しとしているものが103条項、一部見直しとしているものが1条の、計104条項である。

※ 「勧告内容と異なる見直し」には、勧告の一部実施を含む。

※ 合計欄< >内は、勧告で具体的に講ずべき措置を示した892条項以外であるが、地方要望に沿って見直しを行うとしている条項数(外書)

「勧告どおり見直し」との回答のあった主な例

内閣府	・ 都道府県地域防災計画の作成・修正にあたっての、 <u>大臣への協議を事後報告に</u> 等
総務省	○ 市町村の基本構想（いわゆる総合計画）を <u>策定する義務の廃止</u> 等
文部科学省	・ 市町村立幼稚園の設置等に当たっての、 <u>都道府県教育委員会の認可を廃止し、事前届出制に</u> ○ 学校運営協議会を行う学校の指定に当たっての、 <u>都道府県教育委員会への協議を廃止</u> 等
厚生労働省	○ 都道府県立の児童自立支援施設の職員は <u>都道府県職員でなければならないとする規定を廃止</u> ○ 都道府県が、民間施設において職業訓練を実施できる場合の基準を、 <u>条例に委任</u> 等
農林水産省	○ 協同農業普及事業の都道府県実施方針を策定する際の、 <u>大臣への協議を廃止</u> ○ 地方団体が管理する漁港に係る区域の指定・変更について、 <u>大臣認可を廃止</u> 等
経済産業省	○ 商工組合等の認可等に係る都道府県知事の <u>大臣への協議を廃止</u> ○ 地域産業資源活用の促進に関して、 <u>都道府県基本構想を策定する義務の廃止</u> 等
国土交通省	○ 公営住宅の整備基準の <u>条例への委任</u> ○ 都道府県が流域別下水道整備総合計画を定める際の、 <u>大臣同意を廃止</u> 等
環境省	○ 都道府県が自然環境保全地域内に特別地区を指定する際の、 <u>大臣への協議を廃止</u> ○ <u>ダイオキシン類の総量削減計画を策定する際の、大臣への協議（同意必要）の廃止等</u> 等

「・」は、第1次勧告を踏まえた「地方分権改革推進要綱（第1次）」（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）において、既に実施することが明らかにされていたもの。

「勧告内容と異なる見直し（勧告の一部実施を含む）」との回答があった主な例

厚生労働省	<p>○ <u>保育所、老人福祉施設等の最低基準の条例への委任</u> （回答概要）<u>居室面積基準や人員配置基準等は、自治体が「従うべき基準」として残す</u> <u>保育所の居室面積基準は、東京等に関り一時的措置として「標準」（合理的理由があれば自治体が異なる基準を設定できる）とする</u> 等</p>
農林水産省	<p>○ <u>市町村が農業振興地域整備計画を定める際の、知事への協議（同意必要）を廃止等</u> （回答概要）一定部分は、<u>協議（同意必要）を残す</u></p> <p>○ <u>森林病虫害等の被害拡大防止森林の区域等を指定する際の、大臣への協議（同意必要）を廃止</u> （回答概要）<u>被害が県境を越える恐れがある場合は、協議（同意必要）が必要</u> 等</p>
経済産業省	<p>○ <u>企業立地促進法に基づく基本計画について、大臣への協議（同意必要）の廃止等</u> （回答概要）<u>勧告より広い範囲の事項について協議（同意必要）が必要</u> 等</p>
国土交通省	<p>○ <u>道路の構造基準・道路標識の基準の条例への委任</u> （回答概要）<u>交通の安全性・円滑性確保に関する基準は現行どおり残す</u></p> <p>○ <u>公営住宅の入居者資格の条例への委任</u> （回答概要）<u>入居者の収入基準は現行どおり残す</u></p> <p>○ <u>特定重要港湾の入港料の料率の上限に係る大臣への協議（同意必要）の廃止</u> （回答概要）同意協議の対象となる<u>特定重要港湾を国民経済等に影響の大きい港湾に限定</u> 等</p>
環境省	<p>○ <u>窒素酸化物総量削減計画を策定する際の、大臣への協議（同意必要）の廃止等</u> （回答概要）大臣の同意を廃止するが、<u>勧告より広い範囲の事項について協議が必要</u></p>